

新潟県立新津南高等学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日

<基本方針>

- いじめは、いじめを受けた生徒の尊厳を損なう決して許されない行為であり、その防止に向け、全ての教職員がいじめ及びいじめ類似行為を軽視することなく「いじめ及びいじめ類似行為は、どの子供にも・どの学校・どの学級でも起こりうるものである」という事実を踏まえ、生徒の尊厳を守りながら、いじめ及びいじめ類似行為のない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組む。
- いじめ防止等の組織として、「いじめ防止委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめ及びいじめ類似行為の起こらない学校づくり」に向け、全ての教育活動を通じて未然防止対策に取り組む。
- いじめ及びいじめ類似行為が疑われる事態を把握した際には、特定の職員で抱え込まず、管理職、関係教職員による「生徒指導委員会」を速やかに立ち上げ、認知した場合は深刻化させないように迅速かつ適切に対応する。いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合は、学校としても、警察への相談・連絡を行う。
- 特に、重大事態が発生した場合には、県教育委員会に報告を取り、連携しながら対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求める。

<いじめ、いじめ類似行為の定義>

【いじめの定義】

いじめとは、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。

【いじめ類似行為の定義】

「いじめ類似行為」とは、県条例第2条2項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている。

【いじめの重大事態の定義】

いじめの重大事態とは、法第28条で「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされている。

1 組織的な対応について

- (1) いじめ及びいじめ類似行為対策の校内組織として、「いじめ防止委員会（定期開催）」と「生徒指導委員会（随時開催）」を組織する。いじめ及びいじめ類似行為の未然防止や教育・啓発の取り組みは「いじめ防止委員会」が担う。いじめ及びいじめ類似行為が疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け管理職および関係する教職員で構成する「生徒指導委員会」を立ち上げ組織的に対応する。
- (2) いじめ及びいじめ類似行為を始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付け実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図る。

校内組織

【いじめ防止委員会】

いじめ問題の未然防止・早期発見のためのいじめ未然防止・早期発見に係わる委員会

【構成（10名）】 校長・教頭・いじめ対策推進教員・教務主任、各学年主任
生徒指導主事・養護教諭・人権教育、同和教育推進委員長

【生徒指導委員会】

いじめが起きたとき、あるいはいじめの疑いがある事案が発生したときの対応のためのいじめ認知時の対応にかかわる委員会

【構成】 校長・教頭・いじめ対策推進教員・生徒指導主事・各学年主任
当該学級担任・養護教諭・その他関係する教職員・スクールカウンセラー

2 いじめ及びいじめ類似行為の未然防止について

- (1) 生徒一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめ及びいじめ類似行為のない学校づくりに向けた指導の充実を図る。
- (2) 生徒とその環境の多様性に配慮するとともに、生徒の多面的側面を理解し、認め、自己信頼感を育む。
- (3) 教職員の言動が、生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめ及びいじめ類似行為を誘発・助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。

3 いじめ及びいじめ類似行為の未然防止教育について

- (1) 生徒一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性や人権感覚を身に付けさせることを通じて「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめ及びいじめ類似行為に発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、道徳教育や体験活動の充実を図る。
- (2) インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。
- (3) いじめ防止に関するアンケートを実施して、他者とのコミュニケーション方法について指導し、良好な関係作りについて支援を行う。

4 いじめ及びいじめ類似行為の早期発見に向けて

- (1) いじめ防止対策推進法の及び新潟県条例にしたがって、以下のとおり早期発見に心掛ける。
- (2) いじめ及びいじめ類似行為は、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人一人が強く認識する。
- (3) 日頃から生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにする。
- (4) アンケートを年3回以上実施し、いじめの状況を把握する。結果については教職員全体で分析・共有し、対応する。
- (5) いじめ及びいじめ類似行為の疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応する。
- (6) 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整える。
- (7) 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努める。
- (8) 生徒、保護者、地域からのいじめ及びいじめ類似行為に関する相談・通報の窓口を明確にする。

5 いじめ及びいじめ類似行為の早期解決に向けて

- (1) いじめ防止対策推進法及び新潟県条例にしたがって、以下のとおり早期解決に向けて取り組む。
- (2) いじめられている生徒を徹底的に守り通す。
- (3) いじめられている生徒や保護者の立場に立って対応する。
- (4) いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思込むことなく、組織的かつ継続的に対応する。
- (5) いじめた側の生徒に対しては、状況や経過の聞き取りを丁寧におこない、事実にもとづき、いじめ及びいじめ類似行為は人格を傷つける行為であることを理解させ、いじめ及びいじめ類似行為が繰り返されることがないように学校組織として対応する。
- (6) 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめ及びいじめ類似行為の解決に向け取り組めるようにする。
- (7) いじめを重大事態化させないために関係機関・専門機関と連携し、的確な対応を図る。
- (8) いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめ及びいじめ類似行為は絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成する。
- (9) いじめ及びいじめ類似行為を認知した生徒が安心して伝えられる学校（環境）づくりに取り組み、伝えた生徒への支援を行う。
- (10) 解決した後もいじめられた生徒、いじめた生徒の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築を促す。

いじめ及びいじめ類似行為への対応フロー

